

# 官報

号外 昭和二十三年十二月十二日

## ○第四回 衆議院會議錄第九号

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 公共企業体労働関係法案

(内閣提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 公共企業体労働関係法案

(内閣提出)

政、財、官界の徹底的肅正に関する決議案(石田一松君外八名提出)

吉田総理大臣の政治資金に関する緊急質問(高津正道君提出)

議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議

地方財政委員会法の一部を改正する法律案(參議院提出)

昭和二十二年、昭和二十三年、衆議院予備金支出の件

社会保障制度審議會設置法案(内閣提出)

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後五時十分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第一 公共企業体労働関係法案

(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、公共企業体労働関係法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。労働委員長綱島正興君。

公共企業体労働関係法案  
公共企業体労働関係法

目次

第一章 總則(第一條-第三條)

第二章 職員(第四條-第七條)

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名(第八條-第十六條)

第四章 争議行為(第十七條-第十八條)

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停(第十九條-第二十五條)

第六章 仲裁(第二十六條-第三十七條)

第七章 雜則(第三十八條)

附則

第一章 總則

(目的及び関係者の業務)

第一條 この法律は、公共企業体の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るよう、に団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 國家の経済と國民の福祉に対する公共企業体の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡さなければならぬ。

(定義)

第二條 この法律において「公共企業体」とは、左に掲げるものをいう。

一 日本國有鐵道

二 日本專賣公社

2 この法律において「職員」とは、常時公共企業体に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。

(適用範圍)

第三條 公共企業体の職員に關する労働組合(以下組合という)並びに

に労働関係及びその調整については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものについては、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)(第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。)の定めるところによる。

第二章 職員の組合

(職員の團結)

第四條 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範圍は、政令で定める。

3 公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。

(不平等取扱の禁止)

第五條 公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。

2 公共企業体は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用条件としてはならない。

(組合規約の必要記載事項)

第六條 組合は、その規約に、無記名投票による役員選挙及び組合員に會計報告をなさしめるための公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定を設けなければ、この法律に定める権利を受け、手続に參與することはできない。且つ、組合規約には、その組合員が適當な期間ごとに、會計報告を要求することができる旨を規定しなければならない。

(専従職員)

第七條 公共企業体は、その定める一定数を限り、その職員が組合の役員としてかつ組合の事務に従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名

(団体交渉の範圍)

第八條 公共企業体の管理及び運営に關する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

一 賃金、労働時間及び労働条件

二 就業規則

三 時間外割増賃金

四 休日及び休暇

五 懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休職及び先任權の基準に關する規則

六 苦情処理機關

七 安全  
八 労働協約の終期、更新及び延長  
(交渉委員)

第九條 団体交渉は、もつぱら、公共企業体を代表する交渉委員とその公共企業体の職員を代表する交渉委員とにより行う。

2 交渉委員の最大限の数及びその機能は、政令で定める。

(団体交渉を行うに適當な單位の決定)

第十條 公共企業体とその職員又はその組合は、協議により団体交渉を行うに適當な單位(以下單位という。)を決定しなければならない。

2 公共企業体とその職員又はその組合は、毎年一月三十一日までに労働大臣に前項の單位を届け出なければならない。

(職員を代表する交渉委員の選出)

第十一條 公共企業体の職員を代表する主たる組合は、その組合員以外の職員の代表者と協議して交渉委員を指名し、毎年二月二十五日までに労働大臣に届け出なければならない。交渉委員(交渉委員の辞任の場合の補欠者を含む)は、公共企業体の交渉委員と交渉するために、公共企業体の総ての職員を代表する排他的代表者である。この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。

組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適當な組合の代表者について意見が一致しないか又はその他の理由によつて、二月二十五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは、労働大臣は、交渉委員がこの法律によつて定められる基準によつて選出されるために、三十日以内に必要措置をしなければならぬ。この目的のために、労働大臣は、左のことを決定するものとする。

一 職員のいかなる單位が団体交渉を行うに適當であるか。  
二 指定された單位の中でいかなる組合又は他の職員の代表者が交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか。  
三 組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手続。この投票手続には、投票に参加する組合又はその他の職員の集團の職種の数的勢力に適當な考慮が拂われなければならない。

2 前項第一号の決定を行うときは、労働大臣は、單位の職員の集團がその職種、資格、経験、業務、賃金、労働時間及びその他の労働条件において利害を同一にするように考慮を拂われなければならない。

3 第一項第二号の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があると認めるときは、職員の多数の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。この選挙における有権者の指定に関する事項、選挙日に関する適當な注意事項、選挙日に関する適當な注意事項

項の決定、適當な投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に関する事項は、政令で定める。

(異議の申立)

第十二條 公共企業体の職員又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指名後五日以内に労働大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前條の異議の申立及び解決の手続は、政令で定める。

(公共企業体を代表する交渉委員の選出)

第十三條 公共企業体は、交渉委員(交渉委員辞任のときの後任者を含む。)を決定し、毎年二月二十五日までに労働大臣に通知しなければならない。

(交渉委員の証明及びその任期)

第十四條 労働大臣は、関係者の請求があるときは、交渉委員であることの証明書を交付しなければならない。

項の決定、適當な投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に関する事項は、政令で定める。

(異議の申立)

第十二條 公共企業体の職員又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指名後五日以内に労働大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前條の異議の申立及び解決の手続は、政令で定める。

(公共企業体を代表する交渉委員の選出)

第十三條 公共企業体は、交渉委員(交渉委員辞任のときの後任者を含む。)を決定し、毎年二月二十五日までに労働大臣に通知しなければならない。

(交渉委員の証明及びその任期)

第十四條 労働大臣は、関係者の請求があるときは、交渉委員であることの証明書を交付しなければならない。

2 交渉委員の任期は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。但し、補欠委員は、前任者の残任期間その職務を行う。

(団体交渉の回数)

第十五條 公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その会合は、毎年少くとも一回賃金その他雇用の基礎的條件に関する事項を具体化した成分の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

(資金の追加支出に対する國會の承認の要件)

第十六條 公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又國會によつて所定の行為がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを國會に付議して、その承認を求めなければならない。但し、國會が閉会中のときは、國會召集後五日以内に付議しなければならない。

國會による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 争議行為

(争議行為の禁止)

第十七條 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。又職員は、このような禁止された行為を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。

2 公共企業体は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七條に違反した職員の身分)

第十八條 前條の規定に違反する行為をした職員は、この法律によつて有する一切の權利を失ひ、且つ、解雇されるものとする。

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停

(苦情処理共同調整會議)

第十九條 苦情処理共同調整會議は、公共企業体の代表者二名と職員の代表者二名とをもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定されて各單位ごとに設置する。苦情処理共同調整會議は、日常の作業条件から起る職員の苦情を適當に解決しなければならない。

2 苦情処理共同調整會議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉で定めらる。

(調停委員會)

第二十條 日本國有鐵道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鐵道調停委員會が、日本事實公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、事實公社調停委員會が行う。

2 國有鐵道調停委員會及び事實公社調停委員會は、それぞれ中央に置かれる委員會(以下中央調停委員會という。)と地方に置かれる委員會(以下地方調停委員會という。)とする。

3 地方調停委員會の名称、位置及び管轄区域は、中央調停委員會の勧告に基いて、政令で定める。

4 地方調停委員會は、その管轄区域内の事務を、中央調停委員會は、二区域以上に係る事務及び地方調停委員會が調停をなし得なかつた事案に係る事務をつかさどる。

5 中央調停委員會は、それぞれ地方調停委員會から報告を徴し、そ

の事務処理に必要な指示をすることができ。

(委員)

第二十一條 各調停委員会は、三名の委員によつて構成される。

2 前項の委員は、左の各号により選出された委員の候補者について、内閣総理大臣が委嘱する。

一 公共企業体及び職員を代表する交渉委員は、それぞれ委員の候補者として推薦すべき者の名簿を作成し、相互にこれを交換する。

二 公共企業体の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業体の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する。

三 前号の規定により選出された二名の委員の候補者は、協議して第三の委員の候補者を選出する。

四 前二名の委員の候補者の決定に当つては、各一名の補欠候補者をあわせ選出しなければならない。

五 公共企業体及び職員の交渉委員は、前四号により選出された委員の候補者及び補欠候補者の名簿を毎年三月二十五日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 調停委員会の委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

4 調停委員会の委員は、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとす。又政令の定める手当を受けることができる。

他職務の遂行に伴う実費を受けるものとす。又政令の定める手当を受けることができる。

(委員長)

第二十二條 調停委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第二十三條 調停委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(調停の開始)

第二十四條 調停委員会は、左の各号の一に該当する場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方又は双方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方が調停の申請をなし、調停委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 調停委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。

五 日本國有鉄道の労働関係に關しては運輸大臣又は労働大臣、日本專賣公社の労働関係に關しては大藏大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

(手続及び管理に關する事項)

第二十五條 この章に規定するものの外、調停委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第六章 仲裁

(公共企業体仲裁委員会)

第二十六條 内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する公共企業体仲裁委員会(以下仲裁委員会という。)を設ける。

2 労働組合法の定める中央労働委員会及び船員中央労働委員会の会長(以下推薦委員という。)は、仲裁委員会の委員の候補者十二名を選出し、その名簿を公共企業体及びその職員を代表する交渉委員に對し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及び同数の補欠候補者を選出し、同意の上、内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 前項の同意が三十日以内になされないときは、推薦委員は、自ら三名の候補者及び同数の補欠候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員会の委員を委嘱する。

(委員の欠格條件)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、仲裁委員会の委員であることができない。

一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁以上の刑に処せられた者

三 國會又は地方公共團體の議会の議員

四 政党の役員(委嘱の日以前一年の間にその地位にあつた者を含む。)

五 公共企業体に対し物品の納入

又はその工事の請負を業とする者(委嘱の日以前一年の間にこのような地位にあつた者を含む。)

六 公共企業体の役員及び職員

(委員の任期)

第二十八條 仲裁委員会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間その職務を行う。委員は、再任することができる。

(委員の罷免)

第二十九條 労働大臣又は運輸大臣若しくは大藏大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな

いと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に對して委員の罷免を求めることができる。

2 前項の要求があつた場合において、内閣総理大臣は、その要求が妥当であると認めるときは、その委員を罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。内閣総理大臣は、その他の理由により、委員が委員たるに適しないと認めるときも、同様の措置をとることができる。

(委員長)

第三十條 仲裁委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、仲裁委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第三十一條 仲裁委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(規則制定権)

第三十二條 仲裁委員会は、仲裁の手続その他事務處理に關する事項に關し、規則を定めることができる。

(仲裁の範圍)

第三十三條 本章に定める仲裁手続は、第八條に定める團體交渉の對象たるべき事項であつて、第三章に定める團體交渉手続又は第五章に定める調停手続によつて解決し得ない總ての問題について行われる。仲裁は、労働協約の條項の解釈及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争についても行われるものとする。

(仲裁の開始)

第三十四條 仲裁委員会は、左の各号の一に該当する場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

二 関係当事者の双方又は一方から労働協約の定により仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

三 調停委員会の委員の過半数の決議により、その委員会において調停中の紛争について仲裁委員会に仲裁の請求がなされたとき。

四 二箇月以内に調停が成立しなかつたとき。

五 運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会の裁定)

第三十五條 仲裁委員会の裁定に對しては、当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。但し、第十六條に規定する事項について裁定が行われたときは、同條の定めるところによる。

(仲裁委員会の指示)

第三十六條 仲裁委員会が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業体に対しその行爲の取消を命ずることができ。

(適用規定)

第三十七條 労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は、仲裁委員会に關して適用する。

2 この章に規定するものの外、仲裁委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(行政権限)

第三十八條 この法律に特別の定めがあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働省がつかさどるものとする。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年四月一日からこれを施行する。
- 2 公共企業体の設立後最初に委嘱された仲裁委員会の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところ

により、各一年、二年、三年とする。

3 労働組合法第五條、第六條、第八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限並びに同法第十五條に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。この場合において、同法第六條及び第八條に定める労働委員会の決議は、要しないものとする。

公共企業体労働関係法案(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

(綱島正興君登壇)

○綱島正興君 政府提出にかかる公共企業体労働関係法案の審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、昭和二十三年七月二十二日付内閣総理大臣あて連合國最高司令官の書簡に基き、國有鐵道事業及び國家の專賣事業を公共企業体の事業とするに伴い、公共企業体とその職員との間の労働関係を規律する制度を確立するの必要を生じ、ここにこの法案が提出せられ、労働委員会に付託されたのであります。

しかして本委員会は、十二月八日、九日、十日と三回にわたつて開催いたし、慎重に審議をいたした次第であります。なお本法案は、第三國會におきまして提出せられたものでありまして、去る十一月十二日より三十日に至るまで十回にわたつて委員会を開き、注意深く審議をいたされ、その間、十一月二十二日、二十四日の二回にわたる公聴会を開き、慎重を期したのであります。政府側よりは労働大臣、政務

次官その他政府委員が出席せられ、眞摯なる應答がございました。

提案理由の主要なる点を申し上げますと、第一に、日本國有鐵道法及び日本專賣公社法によりますと、これら公共企業体の職員には國家公務員法が適用されないものであります。従つて、完全國有の法人として國家の管理と監督のもとに運営される必要を認められる公共企業体の職員の特殊性にかんがみ、現行の労働三法の規定するもののみをもつては不十分と考えられたのであります。

第二に、公共企業体の労働関係は、その性格から、共通の特殊性を持つものでありますので、日本鐵道と日本專賣公社とに別個の労働関係に関する法制的措置を講じますことは適當でなく、かつ公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地より不當であると考へられましたので、統一の取扱ひの必要が考へられたのであります。

第三に、公共企業体の職員は、團體交渉権は労働組合法の定めるところにより完全に保有するものでありますが、これが行使の方法につきましては、混亂を極力排除することによつて公共企業体の能率發揮と正常な運営を確保するため必要なる法的措置が考へられたのであります。

第四に、公共企業体の職員には、國家公務員に認められるような、その地位に關する特別の保障がありませんので、これにかえて、完全な團體交渉と、適正迅速な調停と、嚴正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があつたので、これに關する法的措置を必要としたのであります。

以上が、本法案提出の主要なる理由であります。

右の法案の内容を摘示いたしますと、第一章におきましては、公共企業体とは日本國有鐵道及び日本專賣公社に限ることとしたしており、右の公共企業体の國民經濟及び公共福祉の中に占める地位の重要性にかんがみて、その經濟紛争を防止し、主張の不一致を迅速かつ友好的に処理すべきものとなしてあります。

第二章におきましては職員の組合組織のことを規定してありまして、もつぱらオーブン・ショップ制をとつておるのであります。

第三章には團體交渉の範圍を規定してありまして、業務の運営及び管理に關する事項を團體交渉の範圍外に置いてあります。團體交渉の方法としては、もつぱら交渉員の交渉にまつこととしてあります。

第四章には労働争議に關する規定をなし、同盟罷業、怠業を禁止してあります。

第五章には、罷業、怠業の禁止規定に對する救済規定とも見るべき規定があるものであります。苦情及び紛争の調整並びに調停を規定してあります。

第六章には、第三者的立場にある仲裁機關の強制仲裁の規定をなし、この仲裁に對しては、公共企業体及び職員及び職員組合ごとくみな服従すべきものなることを定めてあります。

第七章において、本法案は昭和二十四年四月一日より施行せらるべきことを規定してあります。

に影響を及ぼす協約につきましては、國會の議決を要することを本法第十六條に規定してあるのであります。

以上が、本法案の骨格とも申すべき部分であります。

元來、公共企業体が私企業とその性質を異にし、國家經濟及び公共福祉に及ぼす影響の重大なる点より觀察して、本法案が提案せられたのでありますけれども、從業員の一人々々の私經濟的立場よりこれを觀察いたしますと、労働三法によつて保障されておるところの諸種の労働者の權利がこの法案によつて制限されることは、時代的逆行なりと観せられる点必ずしもなしとは中されませんので、この点に關して、委員会においては熱烈深刻なる論争がなされたのであります。実に十三回に及ぶ委員会の長時間にわたる委員諸君の御熱心なる御審議、御討論を要約いたしますれば、民主自由黨、民主黨、國民協同黨の委員諸君は原案賛成であります。日本社會黨、社會革新黨、労働者農民黨の委員諸君は原案反対であります。

賛成者、反対者いづれもその論旨の詳細なる点は異なつておりますが、大體の一致点を申し上げますと、賛成理由の第一は、本法案がマツカーサー司令官よりの書簡に基く点、第二は、公共企業体の經濟上の性質が國民經濟及び公共福祉に重大なる關係を有するゆゑ、他の私企業の労働関係法規と異なる法規の設定は理由あること、第三は、公共企業体の労働紛争を民主的、友好的かつ迅速に調整、調停、仲裁をなすことは妥當なること、第四は、本法案により諸種の点において労働三法の適

用の除外せられる結果となることは必ずしも妥当なりとは言いがたきも、現下の客観情勢上やむを得ざるにつき、総國民の民主的努力によつて本法を必要とせざるに至る経済的、社会的状態を一日もすみやかに招来して、しかる上に本法を廃止すべきことが妥当であるとする点であります。

反対理由は、第一は平和的、民主的社會の建設は健全なる労働組合運動の発達に負うところまことに甚大なるものである、しかるに本法案はこれに逆行するものであるとする点、第二は、ことにわが國のごとく労働組合運動の未熟なる社會においては、労働組合に對しては育成助長の態度をもつて処すべきものであるのに、本法案は禁圧的作用を招来する規定を内蔵すること、第三は、労働三法の規定によつて公共企業体の職員組合の争議を調整するに足ること、なかんずく労働法第八條第二項の規定によつて、主務大臣は必要あらば、公共企業を公益事業と指定することを得るの便あるにかかわらず、ことさらに本法を提出するは、その必要を認めざることを等であります。特に本法の持つ欠点として指摘されしたる点は、第四條において組合組織にオープン・シヨブ制をとりたること、第六條において部外人による組合會計の監査制を設けたること、第八條において企業体の運営管理に関する事項を団体交渉の範囲より除外したる点、第十七條において組合の同盟罷業及び怠業を禁止したる点等であります。

右の委員会の審議及び討論を本月十日終了いたしましたして、採決に付したところ、原案賛成者多数によつて

原案を無修正可決いたされたのであります。

以上の委員会の討論は、実に貴重な論争であり、尊敬に値する記録であります。委員長は本議場に委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げるにあたり、委員諸君に對し満腔の謝意を表し、あわせてわが労働運動の健全にして有爲なる將來を期待し、一日もすみやかに國民経済復興を具現し、わが國民が和協一致、人類のために平和を開くことを祈願してやまざるものであります。

以上をもつて報告にかえます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。その討論の時間は、申合せにより、一人五分間になつております。右御了承願います。

○辻井民之助君登壇

○辻井民之助君 私は、日本社會党を代表いたしまして、本案に對する反対の理由を明らかにいたしたいと考えます。

國有鉄道並びに專賣局が独立して公共企業体となりましたのは、申すまでもなく企業体自身のためではなく、これらの職員を公務員法の束縛より解放するためであつたことは明らかであります。國家公務員法が、さきの國會において改正せられまして、その労働運動に對する制限が不当に強化せられ、さらに適用の範囲が拡大せられまして、すべての國家の使用人がその適用を受けるに至つた。しかるに、これら國有鉄道でありましかる專賣局の職員は、民間の企業と何らかわらない、

國の行政に何らの関係のない現業に従事しておる者である。ゆえに、これに公務員法を適用することは不当なりとして、この兩企業が独立したのであつて、かように職員のために兩企業体が独立いたしました以上、労働三法を適用すれば十分でありまして、あえて特別の労働関係法をつくる必要はないとわれわれは考える。しかしながら、客観的な情勢のために特別法をつくる必要がありとするならば、われわれは、あえてこれに反対するものではない。しかしながら、政府が提案いたしました原案を見ますならば、それはあまりにも反動的である。正当なこれら職員の労働組合運動を、不当に制限しようとしてゐる。その二、三の例を申し上げてみたいと考えます。

第一番に、この法案に專賣公社を含めてゐることは不当であると考えます。國有鉄道の方は、重要な公益事業であり、これまで労働法の適用を受けておつた。しかるに、專賣公社の職員に至りましては、何らの特別な公益性も持つてゐない。專賣公社は、國家の独占を利用いたしまして、一箇年に一千億に近い不当な収入をわれわれ大衆から巻き上げることば唯一の目的にしている企業であるといつてさしつかえない。万一、この企業が多少の争議を行つたといつたとしても、公益を害するおそれは何ら認めることができない。かようなものを、國有鉄道と一東にして縛り上げるといふことは、明らかに不当である。かような法律をつくるにしても、專賣公社は当然はずすべきであると考えます。

第二には、労働組合を尊重しない点である。戦争前におきましてすらも、國際労働機関に對する代表の選挙は、労働組合だけにその資格を與えられておつた。現在におきまして、労働委員会の委員の選挙は、地方におきましても中央におきましても、労働組合だけに資格を與えてゐる。しかるに、この法律の四條あるいは十條、十一條などによりましますと、組織を持つていない職員を労働組合と同じ扱いをしてゐる。しかも、これらの兩企業体の職員は、すでにりつばな單一組合をつくつてゐる。この労働組合を輕視して、そして未組織の職員を労働組合と同じ扱いをするとは、これまた不当である。

さらに第八條におきまして、団体交渉の範囲から経営並びに管理を抜いてゐることである。労働大臣の答弁によりますと、企業整理による大量解雇は、経営並びに管理に属する問題であり、団体交渉にかけなければならないといふ。かような重大問題を団体交渉からはずしますならば、団体交渉は骨抜きといつても同じである。また企業職員の民主化でありますとか、あるいは職員の企業発展のために協力せしめるといふために、当然経営、管理を入れなければならぬ。この点からも、われわれは反対である。

さらに十七條におきましては、争議権を剝奪してゐる。われわれは、公益事業である以上は、あるいは國有の企業でありまします以上は、争議権に相當な制限を置くことは、やむを得ないと考へる。しかし、憲法で認められてゐる勤勞階級の基本的な人権を完全に取上げてしまふといふことは、明らかに不当であるといわなければならない。

私どもは、まじめなる勤労大衆のために、まことに悲しまざるを得ないものであります。(拍手)

申すまでもなく、戦い敗れたる廢墟の中から立ち上らんとするわが國の再建は、労働大衆の絶大なる協力なくしては断じて不可能であります。しかるに、現今行われつつあるわが國労働運動の中には、元帥マツカサーの声明にもいわれるごとく、進歩よりもむしろ退歩、調和と安定よりも、むしろ不調和と混乱とをその究局の目的とする、全然信頼に値しない指導者たちによつて攪乱されているものが多々存在することを、私はまことに遺憾に存するものであります。(拍手)

つたのであります。しかしながら、今日の客觀的情勢は、われ／＼をして、本條に對してすら反對するの勇氣を持ち得ざらしめたことを、私はきわめて残念に存するのであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 倉石君、もう一分であります。結論を急いでください。

○倉石忠雄君(続) 本案第十七條の爭議權禁止に對して、反對論者は、一旦與えられたる労働者の權利を剝奪するものなりと強く主張せられるのでありますけれども、この御意見に、われ／＼は、にわかに同調することはできないのであります。

およそ、すでに有する人民固有の權利も、これを制限することが公共の利益であり、社会通念に反せざる場合には、しば／＼その行使を制限せられてゐるところであります。近く行われしたる農地制度の改革のごときも、明らかに憲法に保障せられたる財産權の制限であり、その他幾多の立法例にその例を見るのであります。すなわち、本案第十七條をもつて労働者の既得權侵害なりとせられる諸君は、いたずらに階級的立場をのみ固執せられる近視眼的偏見なりと申さなければならぬのであります。(拍手) またある者は、アメリカにおいてタフト・ハートレー法の廢止を傳えられつつあるゆゑをもつて、本案のごときは時代に逆行する立法なるかのごとき御意見を吐露せられたのでありますけれども、諸君、アメリカにおいても、世界情勢の現段階において、タフト・ハートレー法の根柢をなしているところのいわゆる過激分子を労働運動より排除せんと

する基本的要素は依然存置しておく意向であるといふことは、労働長官が明らかに聲明しているといふことを、われわれは忘れてはならないのであります。これを要するに、私は本案を通覽いたしまして、不正労働慣行を嚴に取締り、紛争処理、仲裁等に対する立案者の心づかいを多とすると同時に、オーブン・ショップ制を採用して個人労働の自由を認めた点等は、本案に對して進歩性を高く評價いたしたいと存するのであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 倉石君、時間が参りました。

○倉石忠雄君(続) 私は、本案の討論を通じて、公共企業体七十万の労働者諸君に訴へたいのであります。今や敗戦のちまたから立ち上らんとする私ども日本人に對し、その復興を援助せんがために、かつての敵國でありましたアメリカ人は、一日平均百万ドルの負担をあえてしているといふことを、われわれは忘れることは断じてできないのであります。一日も早くこの好意にむくい、労働の不安を除き、企業者の安定を招來することは、一にかかつて労働大衆諸君の聰明と鋭智にあると存するのであります。(拍手) また一方、本案のごとき法律を制定され、労働運動を制限することに對しては、政府及び企業の担当者は、重大なる責任を感じべきであると同時に、企業経営の科学的研究、合理的運営に力をいたし……

○議長(松岡駒吉君) 倉石君、時間が参りました。

○倉石忠雄君(続) 背後にこれを靜かに監視しつつある國民の負託にそむかざるよう努力せらるることを極力切望いたしまして、本案に賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 赤松明勲君。

○赤松明勲君(登壇) 赤松明勲君。

○赤松明勲君 私は、社会革新黨を代表いたしまして、本法案に對する反對の意見を述べるものであります。

守り得る法律をつくるか、守り得られない法律をつくるかは、立法府に與えられた重大なる課題であるといわなければならぬのであります。せつかくの立法が、守るに難きものであつた場合、法治國家の憲法精神がゆがめられ、社会不安を激化することは、過去の歴史が雄弁に物語つてゐるところであります。その例は、あらゆる統制法規の上にも現に明らかである、といわなければならぬ。しかも、法は萬民の間に平等でなければならぬはずであります。刑罰法規の適用にあつては常に法の平等が論ぜられる。しかし、保護恩惠の法規の上についても同じく平等でなければならぬことは、もとより當然であるといわなければならぬ。

この意味よりして、公共企業体関係労働法案は、國有鐵道、專賣公社という、たゞ／＼公共企業体の勤務に従事するといふのみ理由によつて、労働三法上の恩惠法規の適用より除外せられる運命を持つに至るのであります。これは断じて見のがしてはならない。すなわち、國鉄従業員と私有鐵道の従業員と、その労働内容あるいは労働條件、はたしていずれにその差異ありや。しかも、その公共性においても、いささかのかわりもないにもかかわらず、國有鐵道従業員なるがゆゑに本法を適用せられ、本法案第十七條に見る罷業權禁止のごとき基本人權の一部を制約せられる。まことに不合理といわなければならぬはずであります。

私は、かかる観点から、大乗的見解に基く社会革新黨案としての本法案に對する大幅修正案をいち早く労働委員會に提出したのであります。遺憾ながら客觀的諸條件よりして、單に記録にとどめるのみに終らしめられたのでございまして、これは時間の關係上、その修正案の内容についての詳述は避けませんが、記録の上において、皆さんに十分なる御検討をお願いしたいと思います。おるものでございまして。

以上、根本的な問題に關し論及いたしまして、社会革新黨の本法案に對する反對の意見を終るものでございします。(拍手)

手) 本案に反對せられる諸君の論点は第十七條に集中せられておつたのでありますけれども、私どもまた、わが國の労働運動が英米のそれのごときものでありますならば、本案第十七條には賛意を表明するに躊躇せざるを得な



○議長(松岡駒吉君) 川崎秀二君。

〔川崎秀二君登壇〕

○川崎秀二君 私は、民主党を代表して、きわめて簡潔に賛成の意見を申し上げます。

現業官吏や公共企業体の職員が罷業権を禁止されるということは、基本的な人権の上から見ても、また労働法制定の趣旨から見ても、まことに遺憾なことである。また、マツカーサー書簡によつて来りまるところのゆえんは、過去二年間における極左労働運動に對するところの、きびしい反省を加えておるのであります。(拍手)従いまして私どもは、この段階に至りましては、國家の再建を重しとし、經濟安定をより重要に考へて、本法案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 中原健次君。

〔中原健次君登壇〕

○中原健次君 私は、労働者農民黨を代表いたしまして、ただいま上程中の公共企業労働関係法案に反対をいたしますのであります。

思へば、わが國の労働組合運動が、敗戦後ようやく正常な態勢を整へまして立ち上つてから、ここに三箇年間に経過いたしました。その運動の過程において、あらゆる苦難を経験しながら、正常なる育成を遂げつゝあつたのであります。しかるに、世論は、この労働組合運動に對して正常適切な判断を加へることを歪曲する、一方的な、反労働者の主張に惑はれつつあることを、私は遺憾といたすものであります。

労働組合運動は、常にその求むるところは公共の福祉と合致したものであります。

りまして、労働組合が、そうしてまた労働階級が、自己階級の利益を、同時に社會公共の福祉とともに、その保障を求めておるといふことは、もはや何人もこれを否定することはできないのであります。しかるにかかわらず、このことに對しまして、独善的にして利己主義的な見解を常識とする資本家階級や、これと協力する保守主義者たちは、この問題を、悪意に満ちた歪曲をもつて、組合運動の行き過ぎなりとあえて主張いたしておるのであります。むしろ、公共の福祉を傷つけるものは労働組合運動ではなくして、今や眼前に公共の福祉を傷つけ、國家の經濟再建を損傷しつつある具体的な事実が、大衆の前に暴露されておるわけでありす。それは何か。すなわち、財閥と結んだ上層官僚並びに政治家たちの相次ぐ疑獄事件は、何を世人に教へてゐるかを思へば、この公共の福祉を傷つける、經濟の再建を阻害してゐるものは、むしろたれあろう、彼ら資本主義者並びに保守反動の一連の人々であることを、遺憾ながらわれわれは指摘せなければならぬのであります。

しかるに政府は、このような実情に對する認識を適切に持つことができず、さきに國家公務員法一部改正の法案を通過せしめ、ここにまた公共企業労働関係法案を上程いたしましたのであります。私は、いましばらく、この法律案に對しまして、二の点を指摘し、反對の意見を述べる次第であります。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○中原健次君(続) その第十七條を見れば、争議行為を禁止いたしておるのであり、争議行為を禁止したておるの階級が持つ唯一にして最後の自己階級の防壁であります。すなわち憲法二十八條は、團結するの權利、團體交渉するの權利とともに、團體行動するの權利を規定したといふこと、このことは、かかる重要性からであつたのであります。しかるに、これが本法律案によつてくつがえされんとするがごときは、労働階級の断じて承認するところではないのであります。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、もう一分しかありません。

○中原健次君(続) 万一、本法律案が國會を通過するがごときとありとするならば、日本憲法は、まさにその一角からくずれ落ちることを、遺憾ながらわれわれは見送らなければならぬのであります。

さらに、専従職員の給与停止の問題に觸れておるのであります。これは日本における労働事情の特殊性を無視するものであり、ことに低賃金、高物價政策のもとにおいて、あるべくしてあり得た既得権の剝奪であるし、日本労働階級は、最低賃金制の制定を要求していること、ここに久しいのであります。いままだなおかつ、そのことはいれられない。むしろ問題は、最低賃金制の法定を先にすべきものでありまして、奪うべきものを先に奪ひ、與うべきものを與へないのが、現実の状態でありす。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が参りました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

あるいは調停委員その他各種の代表委員選考の方法に至りましては、本法律案に一貫する大なる矛盾があるわけでありまして、これは純正なる労働者の意見を代表する者を選ぶことを阻害するようになり上つてゐるものなのであります。それはどこに由来するかと申しますと、いわゆるクローズド・シヨップ制を拒否いたしまして、非組合員をむする奨励するがごとき法文を規定したところ、に根拠いたすのであります。その關係上、労働者の純正なる利益を代表する代表者を選考することはしばしば困難となる事情が、この法律案の中に隠されてゐることを、私も指摘しなければならぬのであります。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 中原君、時間が超過いたしました。結論をつけてください。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 大島多藏君。

〔大島多藏君登壇〕

○大島多藏君 私は、國民協同黨を代表いたしまして、ただいま上程中の法案に對して若干の意見を述べ、これに賛成をいたすものであります。

本法案は、先般成立を見ました國家公務員法とともに、連合國最高司令官の書簡に基き立案されたものであります。正に國家公務員法と姉妹編をなすものであります。この両法案を比較検討いたしますときに、だれしも感ずることは、姉妹編でありながら、國家公務員法は秋霜烈日の感があるに比しまして、本法案は、争議行為の禁止があるといへ、團體交渉権は認められ、苦情処理機關の設置ないし調停委員會の制度を認められ、さらに仲裁委員會の制度を置くなど、前者に比ばまして相当緩和されておることでありす。

その点、姉妹編としての両法案の均衡の点から考えますときに、いささか當を失したる感がいたすのであります。が、これは當然公務員法を緩和し、少くとも本法案の線まで上昇せしめらるべきものであると思ふ次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静養に願ひます。

しかしながら、両法案ともに、敗戦後の経済窮乏と生活逼迫のために惹起された労働運動の行き過ぎは正の非常手段として立案せられた結果とともに、健全なる労働組合運動の育成助長の法案でなく、拘束的、取締法的使命を果すに急なるあまり、勤労階級生活安定の條規を欠き、あるいはまた適用対象の適正を欠く点など、種々の欠陥を包蔵することは、はなはだ遺憾に思う次第であります。しかして、かかる法案制定の必要性が現在もお存在することは、われわれの悲しみとするところであり、かつまた恥辱とするところでありまして、私は、一日も早くわが國民がゆたかな生活を営むことができ、すべての労働者、すべての勤労階級が、生活の脅威を感じることなしに安んじてその職務に従事し、健全なる常識と判断をとりもどすことによつて、かかる過渡的な、一時的な國辱的法案が撤廃される日の來ることを切望いたしました。本案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 木村榮君。

〔木村榮君登壇〕

○木村榮君 私は、日本共産党を代表いたしました。ただいま上程されました公共企業体労働関係法案に対して絶体反体の討論をいたしたいと思ひます。

この法案が國家公務員法の姉妹編であるといふことは、さつき國協の大島君が言われましたが、大島君の御説によれば、姉妹編であるからけつこうだといふようにお話になつたのであります。私が、私といひましては、國家公

務員法の姉妹編であるから絶体反体という立場を取りたいと思ひます。

この法案においては、労働三法その他憲法で保障された國民の基本的な権利等も完全に無視いたしました。公共企業体という名のもとに隠れて、強制的な労働あるいは低賃金労働強化をねらつておるといふことは、明らかだと思います。罷業権のない團體交渉権などというものは、實際はあつてもなくとも同じことであつて、この法案によれば、一體形式的には團體交渉権というものを與えておりますが、しかしながら、實際これを運用する面においては、労働大臣が一方的に処置いたします。決して労働者側の正当な要求は取上げられないといふことは、たとへば第九條、第十條あるいは第十一條等をよく検討すると明らかだと思います。特に第十條あるいは第十條によつて争議行為、怠業等は禁止いたしました。これは、解雇という労働者にとつては致命的な罰則によつて一切を抑つけ、いわゆる國家公務員法と同様に、公共企業体の労働者を奴隷化しようとしておるといふことは、はつきりしておると思ひます。

さらに第六章においては、仲裁委員會といふものを設けておつて、一見公平な裁定機関のようなくつこうを示しておりますけれども、實際においては、内閣総理大臣がこれを操作いたします。ただ単に内閣総理大臣の下請機関としての機能しか果たせないといふことが、よく明瞭に出ておると思ひます。これは要するに、公共企業に名をかつて労働者階級を不当に圧迫し、労働三法を改悪して、一般民間企業の労働者、たとえば私鉄、電産、石炭といふたふらな労働者に対しても圧迫を加える足場をこさへようとしておると断ぜざるを得ないのであります。

公務員法改悪に続くこの法案の制定によつて、日本の三百万の労働者は完全な無権利状態に追い込まれ、あわれな状態になつて参りました。このことは、かつて戦争を遂行するために民主的な労働組合を一切解散し、産業報國會といつたふらな妙なものをこさえて、だん／＼ファシズムの方へ追い込んだといふことと、同じ方向をたどつておるといふこと、同じ方向をたどつておるといふこと、同じ方向をたどつておるといふことを、特に現在の吉田内閣は否定いたしました。ただ単に、こつたふらな法案は民主黨や社會黨がこしらへたと云ひながら、ほんとうはそれに喜んで便乗して、強硬にこれを突破しておる。従つて、吉田内閣が、この法律案によつてその反動性を完全に暴露したといふことを私は特に強調いたしまして、本案に絶対反対の討論をいたす次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 二百八十六 百八十四

可とする者(白票) 百二

否とする者(青票)

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、公共企業体労働関係法案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

〔参照〕

委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 淺利 三朗君  | 有田 二郎君  | 鈴木里一郎君  | 鈴木 仙八君  |
| 石田 博英君  | 石原 圓吉君  | 鈴木 正文君  | 關内 正一君  |
| 磯崎 貞序君  | 泉山 三六君  | 千賀 康治君  | 田口助太郎君  |
| 今村 忠助君  | 稻田 直道君  | 田中 萬逸君  | 高田 弥市君  |
| 岩本 信行君  | 植原悦二郎君  | 高橋 英吉君  | 竹尾 式君   |
| 江崎 眞澄君  | 小等原八十美君 | 塚田十一郎君  | 辻 寛一君   |
| 小川原政信君  | 小澤佐重喜君  | 網島 正興君  | 圓谷 光衛君  |
| 大石 武一君  | 大内 一郎君  | 坪内 八郎君  | 富永格五郎君  |
| 大上 司君   | 大野 伴陸君  | 苦米地英俊君  | 中島 守利君  |
| 大村 清一君  | 岡井藤志郎君  | 中村 嘉壽君  | 仲内 憲治君  |
| 岡村利右衛門君 | 岡西 明貞君  | 夏堀源三郎君  | 西村 久之君  |
| 角田 幸吉君  | 上林山榮吉君  | 根本龍太郎君  | 野原 正勝君  |
| 川村善八郎君  | 神田 博君   | 林 讓治君   | 原 孝吉君   |
| 木村 公平君  | 菊池 義郎君  | 樋貝 詮三君  | 平澤 長吉君  |
| 工藤 鐵男君  | 倉石 忠雄君  | 深澤玉一郎君  | 廣川 弘禪君  |
| 栗山長次郎君  | 小暮藤三郎君  | 降旗 徳弥君  | 星島 二郎君  |
| 小平 久雄君  | 小西 寅松君  | 本多 市郎君  | 前田 郁君   |
| 古賀喜太郎君  | 近藤 鶴代君  | 益谷 秀次君  | 増田甲子七君  |
| 佐々木秀世君  | 佐々木盛雄君  | 松井 豊吉君  | 松浦 榮君   |
| 佐瀬 昌三君  | 佐藤 通吉君  | 松本 弘君   | 松崎 朝治君  |
| 坂本 實君   | 瀧谷雄太郎君  | 松野 頼三君  | 松本 一郎君  |
| 島村 一郎君  | 周東 英雄君  | 三浦寅之助君  | 水谷 昇君   |
|         |         | 宮崎 靖君   | 明禮三郎君   |
|         |         | 村上 勇君   | 村上 清治君  |
|         |         | 森 幸太郎君  | 八木 一郎君  |
|         |         | 梁井 淳二君  | 山口 好一君  |
|         |         | 山名 義芳君  | 山本 猛夫君  |
|         |         | 吉田 茂君   | 若松 虎雄君  |
|         |         | 渡邊 良夫君  | 亘 四郎君   |
|         |         | 安東 義良君  | 生悦住貞太郎君 |
|         |         | 馬越 晃君   | 梅林 時雄君  |
|         |         | 小川 半次君  | 小野 孝君   |
|         |         | 大森 玉木君  | 岡野 繁藏君  |
|         |         | 押川 定秋君  | 金光 義邦君  |
|         |         | 川崎 秀二君  | 神山 榮一君  |
|         |         | 木村小左衛門君 | 喜多橋治郎君  |
|         |         | 栗田 英雄君  | 小坂善太郎君  |



小林 運美君 坂口 主税君  
櫻内 義雄君 志賀健次郎君  
椎熊 三郎君 岡田 直君  
高橋清治郎君 高橋 貞一君  
武田 キヨ君 橋 直治君  
國司 安正君 坪川 信三君  
苦米地義三君 中垣 國男君  
中村 又一君 長野 長廣君  
並木 芳雄君 成島 憲子君  
西田 隆男君 西山 富佐太君  
橋本 金一君 原 彪君  
坂東幸太郎君 一松 定吉君  
福田 繁芳君 舟崎 由之君  
細川 八十八君 村瀬 宣親君  
矢野 政男君 山崎 岩男君  
山下 春江君 吉田 安君  
米田 吉盛君 井出 太郎君  
石田 一松君 今井 耕君  
大島 多藏君 川越 博君  
木下 榮君 吉川 久衛君  
小枝 一雄君 河野 金昇君  
酒井 俊雄君 篠森 順造君  
多賀 安郎君 豊澤 豊雄君  
内藤 友明君 松原 一彦君  
松本 龍藏君 三木 武夫君  
谷口 武雄君 寺本 齋君  
中野 寅吉君 齋藤 晃君  
只野直三郎君 河口 陽一君  
高倉 定助君 寺崎 覺君  
中野 四郎君 中村 寅太君  
否とする議員の氏名  
足立 梅市君 赤松 勇君  
淺沼次郎君 井上 良次君  
井谷 正吉君 伊瀬幸太郎君  
伊藤卯四郎君 猪俣 浩三君  
石井 繁九君 石神 啓吾君  
石川金次郎君 稻村 順三君  
今澄 勇君 受田 新吉君

海野 三朗君 大矢 省三君  
加藤 勘十君 加藤シヅエ君  
花月 純誠君 笠原 貞造君  
片島 港君 片山 哲君  
金子益太郎君 川合 彰武君  
川島 金次君 菊川 忠雄君  
清澤 俊英君 金野 定吉君  
佐々木更三君 佐藤觀次郎君  
柳原 千代君 笠口 晃君  
重井 鹿治君 島田 晋作君  
庄司 彦男君 鈴木茂三郎君  
鈴木 義男君 角田藤三郎君  
田中 織之進君 田中 松月君  
田中 稔男君 田淵 実夫君  
竹谷源太郎君 辻井民之助君  
土井 直作君 戸叶 里子君  
中崎 敏君 成田 知巳君  
西村 榮一君 野上 健次君  
野村 勝君 馬場 秀夫君  
原 彪之助君 藤原繁太郎君  
細川 隆元君 細野三千雄君  
前田 榮之助君 前田 種男君  
正木 清君 松尾 トシ君  
松澤 兼人君 松永 義雄君  
松原喜之次君 松本 七郎君  
萬田 五郎君 溝淵松太郎君  
水谷長三郎君 守田 道輔君  
八百板 正君 矢尾喜三郎君  
安平 鹿一君 山口 靜江君  
山崎 道子君 山下 榮二君  
山中 露史君 山花 秀雄君  
吉川 兼光君 和田 敏明君  
赤松 明助君 鈴木 善幸君  
田中 健吉君 外崎千代吉君  
成重 光眞君 早川 崇君  
本藤 恒松君 松本 眞一君  
宮村 又八君 石野 久男君  
太田 典禮君 黒田 壽男君

館 俊三君 野老 誠君  
中原 健次君 松谷天光君  
森山 武彦君 黒岩 重治君  
田中 久雄君 中村元治郎君  
木村 榮君 徳田 球一君  
林 百郎君 荒畑 勝三君  
政、財、官界の徹底的眞正に関する決議案(石田一松君外八名提出)  
(委員会審査省略要求事件)  
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、石田一松君外八名提出、政、財、官界の徹底的眞正に関する決議案は、提出者の要求通り委員会の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。  
○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。  
○異議なしと呼ぶ者あり  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。  
政、財、官界の徹底的眞正に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。石田一松君。  
政、財、官界の徹底的眞正に関する決議案  
政、財、官界の徹底的眞正に関する決議案  
石炭國管案反対運動及び昭和電工に関する汚職事件、あるいは、いわゆる組織疑獄事件、さらに千葉合同無盡事件等、現國會議員中相当数の容疑者があると信ぜられる事案が、いまだ未解決であることは、國民周知の事実である。  
かかる状態において、総選挙を行

うことは、國會の權威を保持し、且つ國民の公正なる投票權を行使させる上において、われわれは、これを黙過することができない。  
よつて政府は、一刻も速かに右事件に關し徹底的に究明し、以て政、財、官界の眞正をなすべきである。  
右決議する。  
(石田一松君登壇)  
○石田一松君 私は、ただいま議題となりました、民主自由黨を除いたほかの各派共同提案になります政、財、官界の徹底的眞正に関する決議案提案の趣旨を、簡単に説明したいと思ひます。  
まず、決議案の案文を朗讀いたします。  
石炭國管案反対運動及び昭和電工に関する汚職事件、あるいは、いわゆる組織疑獄事件、さらに千葉合同無盡事件等、現國會議員中相当数の容疑者があると信ぜられる事案が、今なお未解決であることは、國民周知の事実である。かかる状態において総選挙を行うことは、國會の權威を保持し、且つ國民の公正なる投票權を行使させる上において、われわれは、これを黙過することができない。  
よつて政府は、一刻も速かに右事件に關し徹底的に究明し、以て政、財、官界の眞正をなすべきである。  
右決議する。

して、まことにその責任の重きを痛感いたしますとともに、身をもつて耐乏生活の範をたれ、道義確立のためには率先して挺身するの覚悟が必要であると考えるのであります。(拍手)  
しかるに、敗戦後のわが國の指導的立場にある政界、財界、官界の一部の者たちによつて、案文を朗讀いたしましたとき、まことに忌まわしき疑獄事件等を惹起し、再建途上におけるわが國民民主政治の歴史のページに一大汚点を印しましたことは、國民のひとしく痛憤おくらざるところであります。(拍手)この点に關しまして、わが衆議院におきましても、この國民の聲に應じて、昨年十二月上旬以來今日まで、引続き院議をもつて超党派的不当財産取引調査特別委員會を設置し、鋭意政、財、官界の不当なる財産の取引につき調査を進めつつありますことは、すでに諸君が御承知のところでありまします。  
しかしながら、本院における不当財産取引調査特別委員會は、不当なる財産取引に関する政治的責任の所在を究明することがその本来の主たる使命でありまして、刑法あるいはその他の法律に違反する犯罪の捜査は、一に檢察當局の管轄に属するものであり、しかもその最後の判決は、獨立の權威を有する司法裁判所の崇高なる任務であります。すなわち、本院における不当財産取引調査特別委員會は、その權限を有しないのであります。もちろん調査事項は、その都度委員長より、一箇月一回本議場において報告されているものではございませうが、この委員長の報告のみによつて、これらの事件が究明され

たとは、もちろん言えないのであります。なぜならば、前にも申し述べましたごとく、不当財産取引調査特別委員会は政治的責任の所在を明らかにするものでありまして、当該事件の犯罪的な面は、これをあげて檢察当局の活動に期待しているからであります。

ゆえに、これらの不当なる事件を徹底的に究明いたしますためには、檢察当局がその本来の使命にのっとり、一党一派に偏することなく、厳正公平なる立場に立つて、大胆にして率直に、慎重にして敏速に、これらの事件を糾弾することによつてのみ、政界、財界、官界の肅正の目的を達成することができるとであります。(拍手)

この点より考えますならば、檢察当局の責務や、また実に重大なりといわなければなりません。

しかるに、近時われわれは、しばしば檢察当局のこれら疑獄事件に対する態度につきまして、世上檢察ファツショ等の声を聞くものであります。かかる風評が、ただ單なる風評であることを切に祈つてやまないものであります。しかしながら、檢察当局が一たび犯罪に対する確証を握り、是なりとの信念に基いて犯罪の捜査を進めるにあつては、容疑者の地位、身分、門地等によつて法の前に差別待遇をすべからざることは、すでに憲法の命ずるところであります。(拍手)

たとへば、前内閣総理大臣の逮捕を決議して、裁判所を通じて國會に要求し、政界、財界、官界の徹底的肅正に乗り出した以上、少くともこの際、本案に取上げられし四つの事件に關しましては、最も勇敢に、一時の逡巡もなすこ

となく、厳正公平に、追究のほこをゆるめるべきでないと固く信ずるものであります。

もちろん、これらの事件は、捜査上種々困難をきわめ、時間的にも相当長期にわたる捜査を必要とするのは、一應了解できるのであります。しかし、これらの事件が未解決のままの状態において総選挙に臨むことは、あらゆる点におきまして最も危険を包蔵するものであります。特に國民は、その間において、もみ消し運動等がなされているのではないかと大きな疑惑の中に包まれているといふことは、この際深く考慮を拂ふなければならぬ問題であります。このことによつて政党政治に対する國民の信を失はしめる結果となり、その結果ファツショ政治の擡頭の徴すら現われるおそれが多分にあると、私は思ふのであります。(拍手)

いわんや、相当数の容疑者が現國會議員中にあるであろうと信ぜられているこれらの事件が徹底的に究明されることなく、あるいはまた一党一派に偏してこれがなされ、そのまま解散し、総選挙を行うという事態に立ち至つたならば、おそらく國民は、その投票権を行使する上において重大なる錯覚を犯す場合がないと、だれが保証することができましようか。

一部の論者は、衆議院の解散と同時に議員の身分を失ふのであるから、檢察当局は、議員の身分を有しなくなるに、ただちにこれらの容疑者を逮捕するであらうとか、また、檢察当局は目下その用意をしているとか言ひ者もあ

りますが、われわれの知る限りにおきましては、衆議院議員の立候補者は、よほど悪質なる選挙違反とか、または現行犯罪の場合を除いては、投票期日前にその身体を拘束され、あるいは容疑事項に關して取調べ等のごとは、官憲の選挙干渉のそしりを受け

るおそれが多分にあるので、ほとんどかかる処置は過去においてなされてないのが実情なのであります。もし、そうであるとするならば、しばしば繰返し申し上げました、これらの疑獄事件の容疑濃厚なる者として檢察当局が確証を得ている候補者が、総選挙において國民の判断を誤らしめて、再び当選して來ることもあり得るのであります。その結果、総選挙後に開かれるであろうところの第五國會において、これらの議員に對して逮捕許可の要求がなされるというがごとき不詳事が再び三たび繰返されるといたしましたならば、何のための解散であり、何のための総選挙であつたか、解散の意味も、総選挙の意義も、まつたくここに失われてしまふ結果になるのであります。

(拍手)もし、しっかりとすれば、総選挙後新たに充足する第五國會以後におきましても、國權の最高機關としてのわが國會の權威は、何をもちてこれを保持することができ得るものでありましようか。われわれは、かかる観点に立ちまして、たゞい解散が明日に迫らうとも、新憲法下の正しさを政界、財界、官界を泥土のどん底に陥れたるかかる不祥事件は、徹底的に、党利党略を超えて究明し、もしこれを故意に解散後に持ち越さんとするがごとき行動が陰になされんとするならば、それこそ、かかる事件を惹起した者以上に政治的な罪惡を犯すものといわなければ

なりません。(拍手)

民主主義政治の破壊者であると申しても過言ではあり

ません。

政府は、組閣の当初に掲げた綱紀肅正の純粋なる立場に立つて、これら一連の不祥事件の徹底的究明をなすに、いまだ何のひるむところがあるか。正義の前に深く自己を滅却して、本会期中に断固國民の疑惑を一掃する、勇ましき態度を示すべきであると考へます。(拍手)

石炭國管案反對にからまる問題にいたしましても、繼續疑獄にいたしましても、特に檢察当局は不偏不党でなければならず、今後これらの事案がいかに進展したといふにしても、いやしくも政界、財界、官界の肅正に關する限り、前に申し上げたように、たゞそれが選挙中の候補者に累を及ぼすおそれがあつても、いやくも追究の手をさしひかえるがごときことは、断じてこれを排撃すべきものであります。

世の一部に、官憲の選挙干渉だという声があつたといふにしても、現実において裸になつてまで耐乏生活に苦しみあへている八千万同胞を思うとき、また祖國再建の一日も早く同胞の魂をしのぶとき、これらの行爲こそ、何人といへども絶対にこれを假借することができないものであることを固く信ずるものであります。

しかして、國權の最高機關たる國會の權威を保持し、國民の最も重大にして崇高なる主權の行使の一つともいふべき投票権をして絶対に誤りなからしめ、もつて明朗にして潤達なる民主主義政治の確立を衷心より念願し、ここにこ

の決議案を提出した次第であります。よろしく諸君の満場一致の御賛成を切望して、提案趣旨の弁明を終るものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本案に對しては、今村忠助君より、正成規による修正案が提出されております。この際、この修正案の趣旨弁明を許します。今村忠助君。

政、財、官界の徹底的肅正に關する決議案に對する修正案(今村忠助君提出)

政、財、官界の徹底的肅正に關する決議案の一部を次のように修正する。

決議案中「かかる状態において、総選挙を行うことは、國會の權威を保持し、且つ國民の公正なる投票権を行使させる上において、われわれは、これを、默過することができない。」

よつて、政府は、一刻も速かに右事件に關し徹底的に究明し、以て政、財、官界の肅正をなすべきである。「右決議する。」をよつて政府は、今回総選挙を行うについては、一刻も速かに右事件に關し徹底的に究明し、以て政、財、官界の肅正をなし、國民の疑惑を一掃すべし。右決議する。」に改める。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君 ただいま上程されております政、財、官界の徹底的肅正に關する決議案に對しまして、民主自由党を代表いたしまして修正案を提出いたしますものであります。

まず、修正案の案文を朗讀いたします。先ほど決議案の後段であります

ころの「かかる状態において、総選挙を行うことは、国会の権威を保持し、且つ國民の公正なる投票権を行使させる上において、われ／＼は、これを厭過することができない。よつて政府は、一刻も速かに右事件に關し徹底的に究明し、以て政財、官界の眞正をなすべきである。右決議する。」この点を、かように修正したいと思ふのであります。「よつて政府は、今回総選挙を行うについては、一刻も速かに右事件に關し徹底的に究明し、以て政財、官界の眞正をなし、國民の疑惑を一掃すべし。右決議する。」

なぜ、この修正案を提出するかにつきまして、簡単に説明申し上げます。

第一は、少数会派の方には御関係ないこととありますが、議場の大部分を占めるところの四大政党は、十一月二十八日、紳士的立場に立つて四党協定をつくつておるのであります。(拍手)すなわち、予算案提出後二週間を経過したならば……

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○今村忠助君(続) 当然議會は解散さるべきであることが、約束されておるのであります。(拍手)いわゆる政界、財界、官界の徹底的眞正は、わが民主自由党が率ゐる立場をもつて、何があつても断行しなければならぬと考えておる点であります。(拍手)ことに吉田内閣成立以來、吉田総理大臣は、この壇上に立つて、何たびか官界、財界、政界の眞正を約束したのみではなく、これを断行することの決意を示しておるのであります。しかるに、現政界を見

まするとき、この混沌たる情勢を一掃するには、どうしても議會を解散し、國民に信を問うことが、何より先決の問題であるといわなければなりません。(拍手)

今や、新聞により、あるいはラジオによつて傳へられておるがごとき幾多の疑獄の問題につきましては、ひとり天がこれを知つておるのみではない。國民がよくこの事實を知つております。民主主義においては、主權在民の憲法のもとにおいては、最後の審判は國民によつて下されるべきであります。(拍手)檢察当局の活動はもとよりであります。この嚴正なる國民の批判こそが民主主義下において最も重大であるから、最も多く期待をかけなければならぬものであります。この意味におきまして、いわゆる四党協定に基いて、予算案提出後二週間には當然議會が解散されて、國民に信を問うべきことが約束されているのであります。この意味におきまして、最も誠実に紳士的協定を守るためには、議會の解散を回避するがごとき決議文にわれわれは賛成することはできないのであります。(拍手)われ／＼が修正案を出すそうとするのは、すみやかに議會を解散して、この幾多の疑惑、これらについて、國民に信を問わんとするものである点であります。

以上、修正をせんとする箇條を明らかにいたしましたものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。外崎千代吉君。

〔外崎千代吉君登壇〕

○外崎千代吉君 社会革新党を代表しまして、原案に賛成するとともに、修正案に反対するものであります。

今、政界、官界、財界の腐敗がまかりなき、続々起る、とどまるところを知らざる大疑獄事件に關し、その眞正演説をすることは、まづたく國會議員の一人として、涙なくして語ることはできない問題であります。顧みるに、日本政界史始まつて以來かつてないところの今日のこの事件は、しかも大政党内閣にして、すなわち社会党、民主、民主自由党等のごとき、政界のこれほど大きな指導階級にあるべき既成政党内閣は、

りつばなる代議士まで、その疑惑の中に入つておるといふことは、まことに遺憾きわまりなきところでありまして、われ／＼國會人といたしましては、何と全國國民に對して……

「吉田はどうした」と呼び、その他発言するものあり」

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○外崎千代吉君(続) 願ひかけのべき状態である、われ／＼は考えておるのであります。しかるにまた官界におきましては、重政前農林次官を初めとして、あるいは局長に部長に、課長に、というぐあいに、各方面の腐敗墮落はきわまりなく、財界は日野原氏をもつて筆頭となし、これまた見るにきわまりなき今日の狀態。

この場合に、民主自由党内閣は解散をもつて迎へんとするけれども、それは正しき國民の信任を問うというのであれば、われ／＼は喜んで迎へるであらう。しかしながら、民主自由党内閣

いえども

「何を言ひか」と呼び、その他発言する者あり」そういう場合に、なるほど國會における總理大臣の指名は、四百六十六名に對しわずか百八十五票のその信任は、まことに國民の正義にあると言ひかしたらぬけれども、われ／＼内部を知る者にしてみれば、今日こういうような疑獄の場合において、一党一派の利害關係をもつて、議會解散をもつてごまかさんとすることきは、立憲政治の常道ではないとわれわれは考えておるのである。

また、よく口を開けば、民主自由党は、解散を恐ろしいかという声を叫ぶけれども、樂屋においての民主自由党の代議士連中は、みづからその解散を恐れて、何のために解散するのか、三々五々語つておるではないか。衆議院議員たる者は、衆議院議員にならんとする者は、參議院議員になる者と趣を異にして、解散あることはもとより予期して立候補してあり、また代議士として國會に出ている以上は、何の解散を恐れる者は一人もないのである。しかしながら、また好んで何の解散を迎へるばか者も一人もないのである。

だからして、われ／＼は、今日のよるな昭和電工に、政党献金に、あるいは兵器處理に、炭鉱國管、纖維事件等について、いまだよくその緒についたばかりであり、民主自由党の總裁であるべき總理大臣は、勢頭において何を國民に約束したのであるか。それは、一番先に綱紀眞正を叫んだではないか。綱紀眞正を叫ぶのが本心であるならば、綱紀眞正を眞に叫ぶ勇氣

があるならば、解散をもつて國會に臨む前に、なぜこれほどの多くの事件の處理を完全にしなさいのだ。他党におけるこの事件に對しては、たいこ、三味線をもつてこれを責めるといへども、あしたに迫つておるこの炭鉱事件に關し、一党が一度多くの犯罪にあると、世間はいうておるではないか。(発言する者あり)幸いにして、民主自由党が正しきをもつてこれに應戰せんとするならば、何か恐れて……(発言する者あり)われ／＼は、ひとりやじを恐れるものではない。やじをする前に、まずわれの意見を聞けば、よくわかるのである。

民主自由党は、立憲政治を口にし、民主政治を叫んでおるけれども、眞に國會を解散せんとするならば、今いふごとく、昭和電工から兵器處理、炭鉱國管から纖維事件に對して、あくまでこれを追及し、國民の前に堂々と事件の全貌を明らかにして、しかる後に國會を解散するときは、喜んでわれわれは迎へるものである。もし、このままにして解散せんとするならば、疑獄の人物再びこの選挙場裡に立つて、正しきところの國民をして惑わしめるものはなほだしいものである、われ／＼は考えておる。何を好んで、何を急いで解散をせんとするか。もし、眞に國民の利害を考へて解散せんとするならば、この事件をして完全に處理して、しかしして正しいところの選挙を行つて、そ、ほんとうの解散である、われわれは考えておるのである。(発言する者あり)やかましい。何をするか。議長、制止したまえ。



の税務署に對する申告をしたかどうか。明らかなる問であるから、もう一應御答弁を願いたいと思ふのであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(吉田茂君) お答えいたします。党への献金であるのでありますから、私は何ら届出も何もいたしません。

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、提出の……取調状況に關する……

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) ……(發言する者多く、議場騒然、聴取不能)に異議あり、その他發言する者、離席する者多し、(發言者起立) 起立少数。動議は否決されました。

○議長(松岡駒吉君) この際暫時休憩いたします。

午後七時四十分休憩

午後八時五十三分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議(田中織之進君提出)

○議長(松岡駒吉君) 田中織之進君より、成規の賛成を得て、議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議が提出されました。

右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。田中織之進君。

【田中織之進君登壇】

官報号外 昭和二十三年十二月十二日 衆議院會議録第九号 議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

九五

○田中織之進君 私は、ただいま上程せられました、議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付する動議について、その提出の趣旨を弁明したいと存じます。

先ほどの本會議におきまして可決いたしました政界、財界、官界の刷新に關する決議案の討論にあたりまして、この議案に賛成する各党派を代表して討論に立たせましたところの社会革新党の外崎千代吉君の發言中に、いふゆる組織事件に關係ありと新聞紙が傳へておるが、この點に對しまして、具體的な氏名をさして、さも然らざる犯罪容疑者であるかのごとき言動をなされたことは、これはきわめて不穩當な言辭であり、いかに國會における言論の自由が許されておるとはいないが、これは断じて許すことのできない對しては、議長からの注意にたいして、外崎君は一應取消しをなされまして、何れもこの發言がきわめて不穩當であるといふことを心から反省しての態度とはわれわれは見受けることはできなかつたのであります。しかも、外崎千代吉君の發言中には、そのほかに問題につきましても、特定の政黨にのみそれが限られておるかのごとき断定を下したかのごとき發言、並びに最後、社会黨、民主黨あるいは民主自由黨のごとき政黨を……

断定したかのごときは、議員みづからいゆる國會の權威を傷つけるものでありまして、この點は、外崎君から何らの取消しのご意思表示もされておらないのであります。

私が、この動議を提出いたしました第二の理由は、外崎君は、この決議案に賛成するところの各党派を代表しての決議案に賛成しておる黨派のある者を中傷するがごとく、また自己の黨派の立場のみを誇張いたしまして、計画的にこれを傷つけようとするがごとく發言は、きわめて遺憾なことと存じます。われわれは、われわれの黨派

を代表して立つた外崎君を、ここに懲罰委員会に付さなければならぬといふことは、まことに遺憾なことと存じます。この點は、國會の權威を維持し、議員の品位を向上するといふ崇高なる使命にかんがみまして、この問題を國會法第二百一十一條によりまして懲罰委員会に付してこの言動に對する外崎君の責任を追及しなければならぬといふことを確信いたしました次第でございます。(拍手)

なお、具體的に氏名をさされた数氏の中には、本日この不當財産委員会に証人として出頭いたしました、委員会において宣誓をした上において、はつきりとして事實を否認したところの証言をなしておる事實があるものであります。もしも外崎君の指摘するやうな事實があると思はしますならば、当然偽証罪といふことになります。罪に問われなければならぬ。そこで重大なる決意をいたしました。この議會内における不當財産委員会において証言をしておるという事實を、外崎君も本日の本會議に出席しておる一員として、知らないうちは、外崎君のこの發言が、計画的であり、外崎君のこの發言が、中傷の、議員の政治的生命にかんがみまして、本會議における言論のあくまで公正なるべきことを特に確立したためにも、この懲罰動議に對しまして、満場の諸君の賛成あらんことを最後に特に希望いたします。この提案の趣旨弁明を終る次第でございます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 懲罰の動議は討論を用いて採決したのであります。よつて、ただちに採決いたします。田中織之進君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付することに決しました。

地方財政委員会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(松岡駒吉君) 衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、提出の……取調状況に關する……

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) ……(發言する者多く、議場騒然、聴取不能)に異議あり、その他發言する者、離席する者多し、(發言者起立) 起立少数。動議は否決されました。

○議長(松岡駒吉君) この際暫時休憩いたします。

午後七時四十分休憩

午後八時五十三分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議(田中織之進君提出)

○議長(松岡駒吉君) 田中織之進君より、成規の賛成を得て、議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議が提出されました。

右動議を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。田中織之進君。

【田中織之進君登壇】

官報号外 昭和二十三年十二月十二日 衆議院會議録第九号 議員外崎千代吉君を懲罰委員会に付するの動議

地方財政委員会法の一部を改正する法律案

九五

九五

九五

○山口好一君 ただいま上程になりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案に關し、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政委員会法の一部を改正せんとする、きわめて簡單なる内容を持つものであります。改正の第一点は、同法第四條第二号に、國會議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長が指名した者一人と、衆議院議員の中から、その代表者として参議院議長が指名した者一人とを参議院議長が指名した者一人として参議院議長が指名した者一人とすること、その結果、従来委員の数は五人であつたのを七人に改めようとするものであります。これは、國會議員の代表者のうち、一人は参議院議員といふことにしておきませんと、もし衆議院が解散せられた場合、國會議員を代表する委員がなくなるからであります。しかし、かつ、學識経験者を加へましたのは、かつ、學識経験を以て委員の審議を一層慎重ならしめ、かつ、議決に便宜のため委員の数を奇数にせんがためであります。次に改正の第二点は、同法第六條の規定を改正いたし、従来は委員三人以上の同意をもつて会務を決するものとしていたしたのを、今度は委員四人以上をもつて会務を決するものとしたこと、これが増加した當然の結果であります。地方行政委員会におきましては、十二月十日、本法律案の付託を受け、即日委員会を開きまして、本法律案の提出者たる参議院地方行政委員長岡本愛祐君から提案理由の説明を聴取した後、昨日及び本十二月十一日の二回の委員会において慎重審議をいたしました結果、この程度の改正は必要にわたつた可決すべきものと議決いたしました次第であります。右御報告をいたします。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方財政委員会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(松岡駒吉君) 衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

地方財政委員会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(松岡駒吉君) 衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

衆議院議長松岡駒吉君

九五



○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

○今村忠助君、議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件を議題といたします。議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員理事石田博英君。

報告書

一、昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件  
右件につき本院の承諾を求めるため報告する。

昭和二十三年十二月十一日

衆議院議長 山口喜久一郎

衆議院議長 松岡駒吉殿

| 科 目                                                                      | 金 額        | 理 由 及 内 訳 | 議院運営委員承認年月日 |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|-------------|
| 昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出                                                    | 四、六三九、〇〇〇円 |           |             |
| 昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金から昭和二十二年十二月十日から昭和二十三年十月二十六日までの間に本院において支出した金額は左の通りである。 | 四、一七三、〇〇〇円 |           |             |
| 内 訳                                                                      | 四、六三九、〇〇〇円 |           |             |
| 昭和二十二年                                                                   | 四、一七三、〇〇〇円 |           |             |
| 昭和二十三年                                                                   | 四、六三九、〇〇〇円 |           |             |

| 科 目                                                                      | 金 額        | 理 由 及 内 訳 | 議院運営委員承認年月日 |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|-------------|
| 昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出                                                    | 四、六三九、〇〇〇円 |           |             |
| 昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金から昭和二十二年十二月十日から昭和二十三年十月二十六日までの間に本院において支出した金額は左の通りである。 | 四、一七三、〇〇〇円 |           |             |
| 内 訳                                                                      | 四、六三九、〇〇〇円 |           |             |
| 昭和二十二年                                                                   | 四、一七三、〇〇〇円 |           |             |
| 昭和二十三年                                                                   | 四、六三九、〇〇〇円 |           |             |

雑 手 当

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

| 文 具 費  | 役 務 費 | 通 信 費 | 借 料 費 | 筆 料 費 | 印 刷 費 | 製 本 費 | 計      |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 五、〇〇〇  | 二、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 |
| 昭和二十二年 | 二、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 |
| 昭和二十三年 | 二、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 |

| 予 算 額  | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額 | 予 算 額  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 昭和二十二年 | 二、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 |
| 昭和二十三年 | 二、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 |

雑 手 当

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件

昭和二十二年、昭和二十三年衆議院予備金支出の件



円でありました。

その費途は、國金予備金支出報告書に詳記してあります通り、昭和二十二年分は、在職中逝去された議員の遺族に對して支給いたしました。甲府金と、不當財産取引調査特別委員会において要した経費並びに國會圖書館顧問の來朝に關して要した経費と、職員に支給する超過勤務手当並びに議案印刷費の予算に不足を生じ、これが補足のために支出した経費等でありました。また同二十三年分は、在職中逝去された議員の遺族に對して支給いたしました。甲府金と、國會圖書館開館式挙行に要した経費でありました。そのうち國立國會圖書館開館式挙行に關して要した経費は、これを國立國會圖書館と參議院及び本院において分担することとしたため本院の分担した経費であります。

以上いづれも、その都度議院運営委員会の承認を経て支出したものでありますから、御承諾あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本件は承諾を與うるに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾を與うるに決しました。

提出) 社会保障制度審議会設置法案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、社会保障制度審議会設置法案を議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

社会保障制度審議会設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長佐々木盛雄君。

社会保障制度審議会設置法案 社会保障制度審議会設置法案

第一條 社会保障制度審議会(以下審議会という)は、内閣總理大臣の所轄に屬し、社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行うものとする。

第二條 審議会は、自ら、社会保障に關する經濟的保障の最も効果的な方法につき又は社会保障とその關係事項に關する立法及び運営の綱に關し、研究し、その結果を、國會に提出するよう、内閣總理大臣に勧告し、内閣總理大臣及び閣僚各大臣に書面をもつて助言する任務及び権限を有する。

第三條 審議会は、委員四十人をもち、組織する。特別の事項を調査審議するため、内閣總理大臣に必要があるとき、臨時委員を十二人以内の臨時委員を置くことができる。

第四條 審議会に、会長、副会長及び常務委員各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。委員の會長は、會務を總理する。會長に事故があるときは、副會長がその職務を代理する。

第五條 委員は、議事及び提案された意見を記録するものとする。第五條 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、内閣總理大臣が、それぞれ同数を命じ、又は委嘱する。

一 國會議員  
二 關係各廳の官吏  
三 學識経験のある者  
四 使用者、被僱者、医師、齒科醫師、藥劑師その他社会保険事業に關係する者  
五 臨時委員は、前項第二号から第四号までに掲げる者のうちから、内閣總理大臣がそれぞれ同数を命じ、又は委嘱する。

第六條 委員の任期は二年とし、一年ごとにその半数を命じ、又は委嘱する。

第七條 審議会の任期は、前任者の残任期間とする。

第八條 審議会の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

第九條 審議会の決議は、必要に應じて開くものとする。但し、正当な理由がある場合を除く外、少なくとも三箇月には一回は開かなければならない。

第十條 審議会は、毎會計年度末から、六十日以内に、前會計年度内におけるその活動、調査の結果及びその勧告の概要について、報告書を、内閣總理大臣から國會に提出するよう、内閣總理大臣に提出しなければならない。

第十一條 審議会に、書記二十人以上を置く。

第十二條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第十三條 審議会に、書記二十人以上を置く。

第十四條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第十五條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第十六條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第十七條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第十八條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第十九條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十一條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十二條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十三條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十四條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十五條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十六條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十七條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十八條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第二十九條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十一條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十二條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十三條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十四條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十五條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

第三十六條 審議会に、關係各廳の官吏のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

本法案は、十二月十日農林委員会付託となり、十一日、政府より提案理由の説明を聞き、質疑応答を行いましたが、本法案の趣旨は至つて明瞭であり、その上で、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全員一致をもちて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、簡単な御報告といたします。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○今村忠助君 國務大臣の演説に対する質疑は延期し、明日十二日定刻より本會議を開くことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時十七分散会

- 出席國務大臣
- |        |         |
|--------|---------|
| 内閣総理大臣 | 吉田 茂君   |
| 外務大臣   | 三六君     |
| 大藏大臣   | 植田 俊吉君  |
| 文部大臣   | 下條 廣吉君  |
| 厚生大臣   | 林 讓治君   |
| 農林大臣   | 周東 英雄君  |
| 労働大臣   | 大屋 晋三君  |
| 商工大臣   | 増田 甲子七君 |
| 建設大臣   | 益谷 信行君  |
| 國務大臣   | 岩本 幸太郎君 |
| 國務大臣   | 森 幸太郎君  |
- 出席府委員
- |             |        |
|-------------|--------|
| 内閣官房長官      | 佐藤 榮作君 |
| 内閣官房次長      | 橋本 龍伍君 |
| 連絡調整中央事務局次官 | 朝海浩一郎君 |
| 法務局長官       | 鍛冶 良作君 |
| 法務次官        | 木内 曾益君 |
| 法務廳事務官      | 高橋 一郎君 |

法制局長官 佐藤 達夫君  
大藏事務官 河野 一之君  
厚生事務官 宮崎 太二君  
労働事務官 賀来才二郎君

〔朗読を省略した報告〕  
一、昨日の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一、昨日人事院総裁浅井清君から國家公務員法第六十七條の規定による給與進則の改訂案を受領した。

一、昨日松岡議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(給務局長) 柏村 信雄  
(國家地方警察本部部長) 日下部 滋  
(大藏事務官) 齋藤 惣一  
(引揚援護局長) 大野 連治  
(社會局長) 木村忠二郎  
(厚生事務官) 小島 徳雄  
(兒童局長) 久下 勝次  
(醫務局長) 飯島 稔  
(國立公園部長) 田邊 繁雄  
(引揚援護局長) 上月 良夫  
(引揚援護局長) 川井 巖

(公衆衛生局長) 三木 行治  
(衛生局長) 東 龍太郎  
(予防局長) 濱野規矩雄  
(衛生統計部長) 會田 長宗  
(總務局長) 中田 政美  
(建設事務官) 財津 吉文  
(都市局長) 同

(建築局長) 伊東 五郎  
(特別建設局長) 八嶋 三郎  
(河川局長) 目黒 清雄  
(建設局長) 菊池 明  
(人事院事務局長) 蓮見 太一  
(人事院事務官) 正示啓次郎  
(主税局長) 長原 純夫  
(主税局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

(給務局長) 野木 新一  
(給務局長) 宮下 明義  
(給務局長) 徳永 太郎  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君  
(外務事務官) 長崎縣第一區選出 岡西 明貞君

厚生委員 船田 亨二君  
労働委員 益谷 秀次君  
労働委員 青柳 高一君  
労働委員 鈴木 明良君  
労働委員 鈴木 明良君  
労働委員 鈴木 明良君  
労働委員 鈴木 明良君

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

一、昨日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。